

告発する会の皆様へ

関電の原発マネー不正還流を告発する会
事務局長 宮下正一

大阪地方検察庁が、11月9日に関西電力の旧経営陣9名に対する告発を「嫌疑不十分」として不起訴を決定しました。

2019年12月13日にみなさんで大阪地方検察局に告発してから約2年の月日が過ぎてからこの様な決定を下した大阪地検に対して極めて強い怒りと不信を感じます。

同日午後5時から弁護団と告発人の代表により行った記者会見では河合弁護士より「弁護団声明」を読み上げ、大阪地検の決定が不当であることを明らかにして検察審査会に臨むことを宣言しました。

告発する会からは、代表世話人である末田一秀さんが「関電が損害賠償請求している事件がなぜ不起訴になるのか市民感覚にそぐわない。原発立地工作の闇を明らかにしたくない原子力村の意向に従った決定」と述べました。

告発する会は、これまでの会議により、不起訴が決まれば速やかに検察審査会に申し立てを行い、福島原発事故の責任を問う東電刑事裁判と同様に2度の「起訴相当」の議決を勝ち取って、強制起訴をめざすことを確認しています。

会員の皆様には手続きをお願いすることになります。検察審査会への手続きを弁護士に委任する書類は、地検から不起訴の書類が届き次第確定させ、皆様へ送付する予定です。

会員の皆様のご協力をお願いしてお知らせにいたします。

弁護団声明

(不起訴処分に対する抗議声明)

2021年11月9日

関電原発マネー不正還流事件告発弁護団

本日13時45分頃、大阪地検から、告発対象の全件を嫌疑不十分で不起訴にするとの連絡を受けた。検察のバッジ「秋霜烈日」が表す「厳正な検事の職務とその理想像」にはほど遠い処分である。

本件は、昨年10月に告発が受理されていた。告発内容は、①関西電力の取締役が福井県高浜町元助役の森山栄治氏（故人）の関連会社に対して事前情報提供、若しくは、事前発注約束を伴う不適正な金額での工事又は不要な工事を発注し、会社に対し、発注価格と正当な価格の差額に相当する財産上の損害を加えた特別背任罪、②関電の職員らが森山関連会社に対して事前情報提供、若しくは、事前発注約束を伴う不適正な金額での工事又は不要な工事を発注し、会社に対し、発注価格と正当な価格の差額に相当する財産上の損害を加えた背任罪、③関電の取締役らが、森山から、森山関連会社に業務を発注するにあたり工事情報の事前提供又は事前発注約束など便宜を図られたい旨の独占禁止法19条に違反する不正の請託を受け、森山及びその関連会社から金品を受け取り財産上不法の利益を収受した取締役等の収賄罪、④関電の取締役らが、関電の役職員が森山らから金品を受領していたことに関して修正申告及びそれに伴う追加納税を行うこととなった者に対する追加納税分の補填を行った業務上横領罪、⑤上記④の事実関係についての特別背任罪、⑥関電の取締役らが、福島第一原発事故後の収支悪化を受けて減額した役員報酬分について2億5900万円の補填をした特別背任罪である。

大阪地検はいずれも嫌疑不十分で不起訴にするとのことだが、森山関連の案件は、長期間、高額に及んでおり、構成要件に該当する可能性が極めて高く、強制捜査によって証拠資料を入手すれば起訴につながったと考えられる。また、報酬減額分の補填、追加納税分の補填は、そもそもあってはならないことで、国税も問題にしており、違法性は明らかである。これらの違法行為は公益企業である電力会社の信頼失墜の程度、そして、それが社会に与えた影響においても、「戦後最大の経済犯罪」というべきである。

このような戦後最大の公的経済犯罪を見逃すことはありえないことである。

本件を不起訴とすることは、巨悪をはびこらせるだけである。「巨悪を眠らせない」という公益の守護者としての検察の権威を著しく失墜させ、検察の「司法の前衛たる役割」を放棄するものである。

関西電力には、土肥元検事総長等、過去から現在に至るまで、多くの元検察幹部が役員に就任している。また、同様に、元検察幹部が本件の調査に関与し、「不適切だが違法ではない」として刑事事件にはならないと評価したこともあった。今回の不起訴が、そのような検察OBに対する配慮であるとすれば言語道断である。

告発人らは、事案の真相を明らかにすべく、直ちに検察審査会への申立を行う。

以上

関電旧経営陣不起訴

金品受領・報酬補填 嫌疑不十分

大阪地検特捜部

関西電力の金品受領や役員報酬補填の問題を巡り、



森詳介氏



岩根茂樹氏



八木誠氏

大阪地検特捜部は9日、会社法違反(特別背任・収賄)などの疑いで告発された関電の八木誠前会長(72)、岩根茂樹前社長(68)、森詳介元会長(81)ら旧経営陣9人を嫌疑不十分で不起訴処分とした。(28面に「インサイド」など)

大塚地検特捜部は9日、会社法違反(特別背任・収賄)などの疑いで告発された関電の八木誠前会長(72)、岩根茂樹前社長(68)、森詳介元会長(81)ら旧経営陣9人を嫌疑不十分で不起訴処分とした。議決次第で再捜査の可能性もあるが、村中氏は「検査で納得していただけのように(理由を示した書面に)丁寧に記した」と述べた。

金品受領では旧経営陣が、森山氏の関連業者への水増し発注を指示するなどして、関電に故意に損害を与えたとして立件できた可能性があった。特捜部は発注状況を精査したが「不適正な金額や不要な工事など、おかしな発注は見つからなかった」とした。森山氏は2019年に死去し、金品を工事の謝礼や受注目的と特定することも困難だった。

森山氏と無関係の報酬補填は、森元会長が主導し、役員退任後に囑託として再契約した18人に計2億5900万円を支払っていた。囑託業務に実態があったかどうかは焦点となり、旧経営陣は「囑託業務の対価で正当な支払いだった」と主張。特捜部は「具体的な名目で業務を委嘱しており、実態がないとは言えない」と結論付けた。

特捜部は市民団体「関電の原発マネー不正還流を告発する会」の告発状を昨年10月に受理し、捜査を進めてきた。

関西電力の金品受領問題 関西電力高浜原発がある福井県高浜町の建設会社「吉田開発」が国税当局の税務調査を受けたのを機に、関電役員らが同町の元助役森山栄治氏(故人)から多額の金品を受領していたことが発覚。2019年9月に報道され、当時の八木誠会長らが辞任した。第三者委員会の調査で役員報酬補填(ほてん)問題の他、金品受領に絡む役員個人の追加納税分を関電が負担する方針を決めたことも判明した。関電が旧経営陣に、個人株主は現旧経営陣らに損害賠償を求める訴訟を起こした。

元助役へ 原発マネー脈々

残土工事の増額分 関電負担

原発を持つ関西電力と、原発地元の実力者だった福井県高浜町の元助役。関電関係者らへの取材で、大阪地検が捜査した金品受領問題以外にも、両者のつながりが浮かんできた。関電の原発工事を受注した元助役関連会社がトラブルを起こして工事費が上がると、増額分を関電が自ら負担していた。▼1面参照

この工事は関電の高浜原発（高浜町）、大飯原発（同県おおい町）のテロ対策施設の数地造成などで出た残土の処分。同施設は東京電力福島第一原発事故後にできた新規制基準の下で再稼働に必要なもの

で、関電によると残土は2013～20年、両原発で計約220万立方メートルに達した。関電関係者によると、関電は高浜原発の残土処分を準大手ゼネコンに発注し、ゼネコンは高浜町の土木建築会社「吉田開発」に下請

原発の残土処分をめぐる流れ
金額は残土1立方メートルあたりの処分費用



けに出した。ゼネコンへの発注額は残土1立方メートル当たり2500円。吉田開発は、森山栄治・元助役（19年に死去）が経営に関与していた。

高浜町によると、吉田開発が14年、残土を町内の山中に投棄していたことが発覚し、近隣住民とトラブルになって搬入をやめた。複数の関係者によると、

このトラブルのために残土を別の場所で処分することになり、処理費が残土1立方メートルあたり3400円に上がった。処理費が増えた原因は受注側が起こしたトラブルだが、関電は自ら増額分を負担することをゼネコン側に申し出たという。

工事関係者によると、トラブルの後、吉田開発の代わりに地元業者数社が両

原発の残土処分を担った。ただ、関電の発注は吉田開発を介した形で続いた。関電はゼネコンと同3400円で発注、ゼネコンは同額で吉田開発に出し、吉田開発は同2380円で地元業者に出したという。

工事関係者によると、受注会社はトラブルを起こした場合、生じた費用は受注側が負担するのが一般的。工事関係者の1人は「ゼネコンと地元業者の件を関電が負担するのは不自然なところ」と話す。福島第一原発事故後、関

電は原発停止で経営が悪化し、電気料金を2度値上げした。原発再稼働を急ぎ、再稼働のための工事の一部を吉田開発が受けていた。金品受領問題を調べた第三

者委員会によると、吉田開発は、森山氏が関電元役員らに提供した金品の原資を提供したとされる。大阪国税局は関電を税務調査して7月、役員報酬補

填で約1億9800万円の所得隠しを指摘した。関電広報室は残土処分に関し、「個別の契約内容については回答を差し控える」とした。（室生英樹、矢島大輔）